

2023年5月15日

キオクシア健康保険組合加入者の皆様

キオクシア健康保険組合
常務理事 新納 利信

いつもお世話になっております。さて、健康保険組合の保険証とマイナンバーの紐づけに不備があり、他人の個人情報紐づけられているという報道がありました。

これを踏まえ、当健保の状況を下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 当健保のマイナンバー不備の状況

現時点において、不備が発生している事案はございません。

2. 当健保のマイナンバーの紐付け

当健保では、被保険者(従業員)分と被扶養者(家族)分の健康保険の被保険者番号とマイナンバーの紐づけを行っています。

紐づけのタイミングは、資格取得(入社)や、被扶養者の追加のタイミングで行っており、基本は①の方法で、例外的に②の方法で紐づけを行っています。

①会社が収集したマイナンバーのファイルを、国のシステムにアップロード

→当健保では、マイナンバーのデータ入力を行わず、会社から提供されたデータファイルをアップロードしているため、当健保起因の登録ミス(ミスタイプ)は発生しません

*本人が誤った情報を会社に登録をしている場合、①の方法で登録した内容と、国のシステムで管理しているデータが不一致となることがあり、この場合は、国の方から不一致連絡があります。

不一致連絡があった場合は、当健保の方で、速やかに紐づけを解除し、ご本人に状況を確認した上で、正しい紐づけに修正を行っています。

②国のシステム(J-LIS)に当健保の限定された職員がアクセスをし、このシステムでマイナンバーを確認し、その内容を国のシステムにアップロード

→会社にマイナンバーの提出を行わない方が対象となります。

→国のシステムに登録されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)が一致している場合に、同一人物として、国のシステムに登録されているマイナンバーを使用します

*健保の被保険者番号から5情報をシステムで自動出力し、これを国のシステムに読み込ませ、一致している場合は、読み込ませたファイルにマイナンバーを追加したデータが吐き出され、このデータに基づき、紐づけを行っているため、当健保起因の登録ミス(ミスタイプ)は発生しません。

3. マイナンバー紐づけを行わなかった場合の影響

2023年4月1日から、医療機関は、健康保険証の確認だけでなく、国のシステムに被保険者番号を入力し、当該健保の被保険者に該当するかを確認するオンライン資格確認が義務付けられています。この紐づけが行われていない場合は、当該健保に資格取得状況の確認が来る他、場合によっては、当該健保の被保険者としてみなされず、全額自費診療となる場合もあります。

以上